

事例研究～中国ビジネス法務

(第47回) 1日ごとの罰金
史上最強の環境保護法北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

ここ数日、北京の空を見上げると、澄み渡った青空が広がっています。北京市環境保護局によると、2015年1月から4月のpm2.5の濃度は前年同期比で19%も減少しており、各方面による努力が実を結んだとの見方も出ています。深刻な環境汚染に対し、当局はますます、企業への取り締まりを強化しています。15年1月1日に中国史上「最強」と呼び声の高い新環境保護法が施行されたことは、皆さまのご記憶にも新しいことでしょう。この法律が施行されたことにより、中国政府の取り締まり権限、責任の範囲が大幅に強化され、また、違法行為への処罰の程度も大変厳しくなりました。新法施行後、中国全国各地で新法の適用処罰がすでに数多く発生しており、日系企業でも地場企業でも生産、経営活動にとって、この法律は単なる「条文」から「厳しい現実」へと変化しつつあります。今回は、新法に新設された1日ごとの罰金について、事例に基づいて解説いたします。

◇企業が違法に汚染物質を排出期間に応じ、1日ごとに連続して罰金処分

山東省臨沂市環境保護局は、2015年1月5日に現地の某電力企業を検査し、二酸化硫黄(SO₂)排出量が基準値を超えていることを発見しました。そして1月9日に、当該企業に対し是正を命ずる決定書を送付し、直ちに違法行為を是正し、10万円の罰金を支払うよう命じました。しかし1月19日、当局が是正状況を再検査したところ、基準値は相変わらず超過したままだったことを受け当局は、当該企業が是正勧告後も依然として汚染物質を排出していたとして、1月10日から19日までの連続10日間にも罰金が1日ごとに追加で科され、その罰金額はなんと当初の十倍、合計100万円にも上りました。

◇1日ごとに連続した罰金に対し、強い警戒感が必要不可欠

新環境保護法が施行される前の旧環境保護法では、環境違法行為に対し一括の罰金のみが規定されており、罰金額もそれほど高額ではありませんでした。そのため、違法行為によって得られる利益は、罰金額よりも多く、罰金は有効な抑止力として機能していませんでした。

このような旧法の不備を正すため、新法では大幅に調整され、史上最強とまで言われるほど厳しいものに変貌しました。具体的に、新法第59条では次のように規定されています。

(1) 企業が違法に汚染物質を排出し、罰金および是正が命じられたが、是正しなかった場合には、是正を命じた日の翌日から、原罰金額と同額の罰金が日ごとに連続して科されます。

→ 法律では連続罰金日数の上限を定めていないため、速やかに是正しない場合には、罰金額が無限に増大する傾向があります。

(2) 原罰金額の確定は、汚染防止施設の運用コスト、違法行為による直接的損害または違法所得等により確定されます。

→ この点、環境保護局には広範な裁量権が与えられており、原罰金額を決定することができます。原罰金額がその後の是正に不備があった場合は日増しの罰金額となるため、原罰金額が高く設定されてしまうと、日ごとの罰金額は想像を超えるほど高額となることにご留意ください。

(3) 地方法規では、必要に応じ、第1項所定の日ごとに連続して処分する違法行為の種類を追加することができます。

→ 同様に、地方の環境保護局に広範な裁量権を設定されているため、企業への処分事由がより多様なものとなる恐れがあります。

◇日系企業の皆さまにご留意いただきたいポイント

上述のことから、新環境保護法は日増しに罰金を科す制度を新設したことで併せ、地方の環境保護局に対し、さらに大きな法執行権限を付与しています。そのため、企業が当局の摘発を受けると、高額な罰金を科され経済的損害を被る可能性が高まっています。さらに、処分を受けながら速やかに是正しなかった場合には、その経済的損害は「制御不能」となる恐れがあります。このような状況を未然に防ぐためにも、またどんな形にしろすべての政府部門から環境問題があると指摘された日系企業、ならびに現地企業の皆さまにおかれましては、なるべく事前に新環境保護法による影響を十分にご認識いただき、環境に対するご自身のコンプライアンス意識を絶えず強化していただく必要があると考えます。

北京・天津

天津市の住宅価格、3カ月連続で上昇

中国国家统计局が発表した中国70都市の5月の住宅価格で、天津市は前月比で新築が0.2%上昇、中古が0.6%上昇した。天津市では住宅価格の上昇が3カ月続いている。天津日報が伝えた。

市内の住宅取引は6月に入っても新築、中古そろって好調で、6月第1週目、第2週目ともに前年同月比で大幅に増えている。しかし中国指数研究院によると、5月末時点で天津市内の住宅の販売可能面積は約2014万平方メートルある。過去6カ月平均の販売状況から見ると、売れ残りが完全に消化されるにはあと約24カ月必要だ。(時事)

給湯器の独バイラント、天津に中国25カ所目の支店

ドイツの暖房・給湯機器専門メーカーのバイラントが、中国で25カ所目となる支店を天津市に設けた。天津日報が伝えた。

バイラント中国の王偉東総経理は、経済発展の進む天津市をバイラントは市場として非常に重視していると話す。天津市政府は温室効果ガスの排出量削減や省エネルギー、クリーンエネルギーの積極的な使用に取り組んでおり、壁掛け型ガス給湯器市場に新しい商機がもたらされているという。天津に支店を設けることで中国国内の販売網を拡張するとともに、中国北部市場におけるアフターサービス機能も強化したい考えだ。

バイラントは2010年に、東欧で展開している有力ブランド「プロサム」の中国総本部も天津市に設けて主なサービス拠点とした。(時事)

大連のIT産業発展度、全国3位=研究機関報告

中国シンクタンクの国家金融信息中心指数研究院がこのほど発表した、国内各都市のIT産業の発展に関するレポートの2015年版によると、遼寧省大連市のIT産業発展度は、北京市、広東省深セン市に次ぐ全国3位だった。

このレポートは、昨年6月に初めて2014年版が発表された。2回目の今年は評価方法を改善し、同産業に対する周辺環境のサポート力や関連企業の競争力など4項目を指標に、全国のIT産業の主要19都市を総合的に評価。4~10位は上海市、江蘇省南京市、浙江省杭州市、山東省済南市、遼寧省瀋陽市、四川省成都市、広東省広州市だった。

大連市の盧林副市長によると、同市の2014年時点のIT企業は2千社超で、同年の関連生産額は1500億元(約3兆円)だった。

国家金融信息中心指数研究院は、国営通信社の新華社のほか、中国科学院や北京大学、清華大学など主要な科学研究機関が共同で設立した。(時事)